

平成２６年洞爺湖町教育委員会第４回定例会会議録

日 時	平成２６年１０月１７日（金） １３：３０より
場 所	役場第１委員会室
出席委員	委員長 岩原 義 美 委員長職務代理者 吉 田 聡 委 員 増 山 和 世 委 員 来 栖 由 喜 教 育 長 綱 嶋 勉
欠席委員	無し
説明員	管理課長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課学校教育・保育グループ主任 今 谷 聡 夫
傍 聴 者	無し
日 程 第 １ 【開会宣言】	岩原委員長 開会を宣言する。（１３：３０）
日 程 第 ２ 【前回会議録の承認】	岩原委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 ３ 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 ８／２７ 定例教頭会（役場） ８／２８ 「クリーン洞爺」清掃活動開会式 ９／ １ 胆振管内教育長会議等（むろらん広域センタービル） 〃 総務常任委員会（委員会室） ９／ ２ 経常任委員会（委員会室） ９／ ６ 桜ヶ丘保育所運動会（温中グラウンド） 〃 高橋竹山 with 小田朋美公演（洞爺湖文化センター） ９／１０ 定例校長会（役場） ９／１３ 北海道ツーデーマーチ出発式及びウェルカムパーティ（湖畔、洞爺湖文化センター） ～１４

日程第4 【報告事項】 ・報告第19号	9／16 町議会9月会議（議場） ～25 9／19 洞爺湖温泉中学校学校祭 9／21 虻田中学校学校祭 〃 洞爺中学校学校祭 〃 本町・入江保育所運動会（虻小グラウンド） 9／22 交通安全運動黄色い旗の波運動（洞爺地区） 〃 定例教頭会（役場） 9／23 クォーターマラソン駅伝大会（あぶたふれ合いセンター） 9／28 アイヌ先住民族慰霊祭（歴史公園） 9／29 交通安全運動黄色い旗の波運動（温泉地区、虻田地区） 〃 校長会、教頭会合同研修会（役場） 9／30 （公財）日本公衆電話会「子ども手帳」贈呈（役場） 10／2 はくでんファミリーコンサート<札幌交響楽団>（洞爺湖文化センター） 10／4 津波避難訓練、防災講演会（虻田地区、洞爺湖文化センター） 10／5 月浦ワインまつり（グリーンスティ洞爺湖） 10／6 定例校長会（役場） 10／7 教育行政評価委員会（役場） ～8 10／10 ななかまどの夕べ（洞爺湖文化センター） 10／11 洞爺湖町長杯コンサドーレ洞爺湖カップ大会（財田グラウンド） 10／12 P T A北海道ブロック研修大会・胆振西部大会（登別市工学院） 10／13 とうや湖スポーツまつり（虻田テニスコート前） 10／15 小中学校適正配置に係るP T Aとの懇談会（洞爺湖温泉中学校） 10／16 小中学校適正配置に係るP T Aとの懇談会（洞爺湖温泉小学校） 10／17 教育委員会第4回定例会（委員会室） 岩原委員長 ただいまの諸般の報告につきまして、何かご質問等ございませんか。 なければ次に移ってよろしいですか。 岩原委員長 日程第4報告事項。報告第19号管理課所管の各種事務事業の取組状況についてお願いいたします。 天野管理課長 それでは3ページでございます。報告第19号管理課所管の各種事務事業の取組状況についてでございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をさせていただきます。洞爺湖町教育委員会行政評価委員会委員の委嘱について。洞爺湖町教育委員会行政評価委員会委員の任期満了に伴い次のとおり委嘱をしました。加藤訓さん再任でございます。永
--	---

天野管理課長

それでは5ページでございます。議案第25号平成26年度、平成25年度対象教育委員会の点検・評価についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づき、教育委員会の管理及び執行状況の点検・評価を行い、別添のとおり報告書を作成したので、これを議会に提出するとともに、公表することについて議決を求めるものでございます。別紙でそれぞれお配りしてございます、教育委員会の点検・評価というものと、それからそれに使ったときの教育行政評価参考資料ということで、二つを使って評価をいただいたところでございます。それで点検・評価というものを簡単にご説明させていただきます。まず1ページをめくっていただきまして、1ページでございます。はじめにということで、この点検・評価につきましましては、平成20年4月1日から施行されたこの改正法で、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価が教育委員会に義務付けられたということで始まっているものでございます。点検及び評価につきましましては、教育委員会が行っている行政活動をどのような成果を上げたのかとかいう観点からの点検・評価、その結果を改革・見直しに結びつけ、行政運営の質の向上を図るもの。また住民にわかりやすく説明することによって、行政活動の透明性を高めるための経営手法ということでの評価の位置づけになってございます。あと目的が3点ほど書いてございまして、政策や行政活動の質を向上させること。②行政の説明責任果たすこと。③教育行政に対する町民満足度を高めることということでございます。2教育委員会の点検及び評価の流れでございますが、まず担当部局、管理課、社会教育課がそれぞれ自己評価を行い、点検ということで事業評価、達成度評価、課題、今後の方向性などを、これらを点検していく。これらをまとめたものを評価委員による意見、提言等といただくということで、それぞれいただいておりますが、これが終了して議決をいただいた後、議会報告、公表という形になるものでございます。2ページに参りまして、前年度の対象となる事務事業というのは、前年度の教育行政執行方針、これは教育行政評価参考資料にも載せてございますが、前年度の執行方針に明記された事務事業の主なものを評価対象として行っているものでございます。評価シートの作成ということで、主要施策に括られた事務事業の概要を記載したり、実施状況、それから決算額。それから担当部局の評価、達成度。それから課題と対応方向ということで、それぞれ記載。達成度評価基準をそこに載せてございますように、(5)ですが、AからDということで4段階で評価をしているところでございます。これらをまとめた分について、行政評価委員による意見、提言をいただいて結果をまとめたというところでございます。具体には7ページをお開きください。10月7日、8日に行政評価委員会が開かれまして、7ページから最後の30ページまでが、それぞれの前年度の各事務事業をまとめたものを評価をいただいたということでございます。7ページの行政評価委員の総括意見ということで載っておりますので、読ませていただきます。平成25年度の教育

行政執行方針に基づき実施した事業を２３区分の主要施策に分け、主な事務事業について、各担当課の自己評価をもとに、第三者の立場から意見・助言を申し上げました。評価対象は各種事務事業について、概ね予定どおり実施されており、検証も進められ、次へつながる事業の進展が見てとれます。国における教育委員会制度改革などにより、教育制度は大きく変わろうとしています。変革の時代を見据え、町民の皆さんが心豊かに生き生きと学び合うことのできる生涯学習を推進し、更なる教育環境の充実に努めていただきたいということで、総括意見をいただいて、８ページ以降それぞれ事務事業の内容について、１番下の欄に教育評価委員の意見提言ということでそれぞれ載っているというようなまとめ方になってございます。２３区分に分かれてございますが、事前にお配りしてございますので、この８ページから３０ページ、それから全体的にございましたらご議論いただきまして、審議をいただいて議決をいただければということでございます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまの評価委員の点検・評価につきまして、何かご質問等ございませんか。

一つよろしいですか。ほとんどが達成度Ａ、Ｂで評価を受けていますが、この中で特にこの部分はもう少しどうこうされた方がいいんじゃないかという等の評価委員の意見等はございませんでしたでしょうか。

天野管理課長

事業によって当然出ていまして、Ａであればまずまずなのですが、ＢになったときにそのＢは一部実施できないということもあります。ただその本質的な課題も当然ありますので、簡単にいかない部分があったり、例えば管理課でいけば１１ページの特別支援教育の充実とかで、評価委員の意見・提言がございましたように、介護員、支援員の配置は当然今後していくのですが、個別の支援計画が各学校で全体的にまだできていない。やっぱりいろんな課題が毎年あり徐々に進んでいるのですが、そういうことはなかなか改善できない部分もあるということで、その辺でやっぱり文字数にすればこの２行で終わるのですが、当然ご議論を大分いただいて、その辺をしっかりと今後進めてもらいたいとか、その事業によってはいろいろ出てきております。

それから同じくＢによっても、例えば、虻田高校。１４ページ。いろいろございますので、洞爺高校についてはもう閉校が決まっていたので、ただ、虻田高校につきましては、本年度からキャンパス校化になっておりますので、やっぱり今後のこともございますので、それを見据えて支援だとかをしてもらいたいとか、いろんな現状を踏まえた意見であったり、１５ページですがＢということで、耐震化工事なんかは進めていますが、やっぱり全体的に老朽化してございますので、その辺のしっかりと、学校施設などの整備をしっかりと進めていただきたいとか。評価がＢになってくると、特にやはりいろんな事が出てきている状況でございます。

岩原委員長

他皆さん何かございませんか。

吉田委員

予習不足であれなのですけども、この点検・評価は教育委員会に義務づけられているということでありますけども、この結果というのは道教委なりに報告義務というのはあるのですか。報告しているということなののでしょうか。

天野管理課長

基本的に報告義務はないのですが、お互いに市町村、道も同じように評価をしますので、公表することによってお互い知ることができるということで、報告義務そのものはございません。

吉田委員

教育行政評価の公表ということで、2 ページに3 項目書いてありますけれども、実際この評価によって委員会サイドでもう一度この評価に従っていろいろと検討していくというふうに考えればいいのでしょうか。この評価をどういうふうに生かすかっていうこと考えたら。

天野管理課長

去年のものを今評価を次年度にしております。今2 6 年度については、これらも踏まえて進行形でまた改善できるものは改善していくとか、その予算付けができて進行できるものについて予算がついたり、2 6 年度はそれぞれまた、これらの課題を踏まえて動いているものは動かしているということでございますので、そういう意味での点検。ローリングっていいですか、事業によってローリングでうまく回したりとか、我々にとっても当然反省評価しながら、事務事業進めるということでは大いに役立っているというところ。

吉田委員

学校評価も難しいけど、評価したものをどういうふうにもっていくのが、すごく難しいと思うのですけども。

綱嶋教育長

なかなかその結果を出せない部分も当然ありますし、スピード感だったり、予想しない新たな課題だったりする部分もありますけど、基本的には2 6、これは2 5 年度の洞爺湖町の教育委員会として、こういう形で重点的に教育活動をしていきたいと思いますというアドバルーンを上げたんですけど、その結果はどうなんだと。全てクリアできたのか、課題として残っているのはどういう部分だと。それを踏まえて次の年に。よりこういうふうに具体的に第三者にも自己評価だけでなくしていただくことによって、前進する部分、改善する部分がより明確になったし、公表するということは住民の皆さんも洞爺湖町の教育に関してこの部分だったり、不足する部分はあると思うのですけど、それを検証していただく、評価していただくという形に。なかなかそのBになっている部分は長年の懸案の部分もありますし、大きな部分があたりという考え方で進めています。

・議案第26号

岩原委員長

いずれにしても今年度は24年度の評価に対して取り組みをしている。1年ずれの形でいっているのですが、いずれにしてもこういった評価委員の評価に基づいて、今後の事業等に我々も取り組んでいかなければならないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。なければ議案第25号につきましては、よろしいでしょうか。

《「はい」という人あり》

続きまして、議案第26号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてよろしくお願いいたします。

天野管理課長

議案書6ページでございます。議案第26号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、次の案により手続を進めることについて議決を求めるものでございます。これからあげる4本の条例関係につきましては、24年8月に日本の子ども子育てをめぐる様々な課題を解決するということで、子ども子育て支援法という法律が新たに制定されて来年4月から施行されるということになりました。主に目によくしていると思いますが、洞爺湖町ではございませんが、待機児童の解消であるとか、それから保育所に幼稚園的な機能も備えたとか、その逆もあります、だとか、様々なその子どもたちの子育てを支援しようということでその法律ができた。この新制度実施のために消費税を10%、今後判断されるのですが、なった時のそういう増収分から毎年7千億程度、これに振り向けて使っていくという、子育て支援をしていくという法律の中で、これが各市町村でそれぞれの今、今回議案で提出しているそれぞれのものについて、新たに定めなさいと。市町村が管理しっかりしてやっていきなさいというところで法律が定められたということで、今回この案を提示いたしまして、この案に基づいて手続を進めたいということでございます。なお、これにつきましては、この26号から議案29号までについては、議決をいただいた後につきましては、来週から1ヶ月間町民の皆様に公表して、パブリックコメントをいただくと。町のパブリックコメント要綱がございまして、こういう条例等をつくったときには、町民の皆さんから意見をいただきなさいということになってございますので、1ヶ月公表して、その意見をいただいて、もしその意見によって、その中身に対するもので回答もいたしますし、どういう意見があるかわかりませんが、あつたときには対応するという事になってございますので、パブリックコメント終わった後に、12月の議会の定例会に提案をして、議決をいただいた後、1月から制度説明をして4月から本格実施ということになるということで、はじめに説明をさせていただきました。それで内容の条例を見ても、全くちんぷんかんぷんなので、今お配りした言葉の用語の説明

のものがございます。それをちょっと後で見ていただくことにして、用語集ということで載せてございます。それで説明の方は、別冊で洞爺湖町教育委員会平成26年第4回定例会参考資料の1ページをお開きください。この基準を定める条例案ということで内容を書いてございます。まず1、条例制定の背景ということで、現在国が進める子ども・子育て支援制度では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の運営について、国が定める従うべき基準、参酌すべき基準に基づき町が条例で定める必要があります。国が定める、従うべき基準はそのまま謳いなさい、それ以外のことはだめですよと。ちゃんと条例で謳いなさいと。それから、参酌すべき基準というのは、地域で特別な事情がある場合は、国が定めた以外のことでもいいですよってということなのですが、その特別な事情というのは、本当にレアなケース以外は基本的な認められないということで、もしあればそういうことでもいいですよというような基準です。それらの国が示したものに沿って、それぞれの市町村の事情において作ってくださいということになってございます。新制度では町は施設型給付、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育給付、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設事業者の申請に基づいて、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めたうえで給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになりますということで、実際には洞爺湖町内には認定こども園ありません。私立の幼稚園一つ。公設の私どもの直営の町の常設保育所が4つ。それから温泉病院と協会病院に事業所内保育が一つずつあるというような状況になってございます。要するに事業をやる場合はこういう基準に沿ってやってくださいと言うものを定めるというものでございます。各施設の事業における認定区分ということで特定教育・保育施設ということでございますが、先ほど用語集みたいのを配りましたが、用語集のナンバー20と21に特定保育、保育施設とはこういうのですよと一応書いてございます。特定教育・保育施設というのは、市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する教育・保育施設をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。要するに認定幼稚園とかにならなければ、そうなりませんよということなのですが、そのナンバー書いてありますが、多分こういう用紙がないとなかなか非常にわかりづらい。専門的過ぎますのでそういうことでなっています。一応その事業、それから年齢で分かれます。3歳以上で1号認定、2号認定、3号認定、3歳未満児というような分けになります。※印で書いてありますが、認定こども園はありませんということで、現時点では今のところうちにはございません。今の見込みで新しく町外から事業者が参入するというようなお話も受けてはございません。多分現状の形は変わらないのかなということで考えてございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国が定める基準の主な内容は次のとおりです。この内容を踏まえ、町では条例を制定することになりますというのが、この議案の条例案でございます。利用に

伴う手続き等に関する基準ということで、利用定員。利用申し込みの不当拒否の禁止。定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考及び施設の紹介等。それから、町のあっせん・要請等に対する協力。それから支給認定証の確認及び認定申請の援助。それから教育・保育の提供に関する基準につきましては、利用者負担の徴収及び文書の交付・説明。子どもの心身の状況の把握及び適切な処遇。特定教育・保育施設等との連携。特定地域型これは保育事業のみですけども、次のページに参りまして、2 ページですが管理・運営に関する基準につきましては、運営指針等の重要事項を定める運営規定を策定しなさい。それから非常災害時の対応。それから平等の原則、虐待等の禁止、秘密保持等。地域との連携。会計処理、記録の整備ということでこれらを定めたものがこの条例案ということでございます。基本的に先ほど教育長から報告があったとおり、9月に条例を制定する各全国市町でございますが、定め方はほぼ皆一緒です。よっぽどレアな先ほど言った特別な地域事情がない限り、国の基準で概ねやっているということで、この内容については、全国ほぼ今確認しているところでは、同じ内容で定められているということでございますので、そういう形で内容を定めたということでございます。なお、議案の22 ページですけども、附則ということで、この条例は法の施行の日から施行するということで、当然、大元の法がございまして、定め方も法に従うということ。それから経過措置等ございまして、今までの元々の物がございまして、物によっては5年間、経過措置を設けてしっかり法が施行できるような経過措置も設けられているというようなことの条例内容となっているものでございます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまの説明ですけども、膨大な条例が記されているわけですけども、私も正直大変申しわけないんですけど、すべてまだ読まないでいたわけですけども。これにつきまして何かご質問等はございませんか。

洞爺湖町として先ほど言われた特別な事情等という問題のものは、今のところ該当するものは無いと捉えていいですね。

天野管理課長

例えば参酌すべき基準で言えば、10ページの第8条受給者資格等の確認とか、これは参酌すべき基準になっているのですが、洞爺湖町として特別、受給資格等の確認で何かその特別な事情をもって、こうしないと法のこの定めと違う定めになければならないという特別な理由が一つもない。例えば離島があるとか、何か分かれたことがあって特例を定めるとか、この例だけで言えば、8条だけで言えばそうなのですが、そういうことも特別何ら考慮すべきものがないということで、国のとおり定めるとということで、国のとおりのものにすると。その条によって参酌すべき基準と従う基準ということで、ごっちゃにすごい入っていますので、ならして基本的には国の基準どおりにはなっている。そのような定め方になっているというものでございます。

・議案第 27 号

岩原委員長

国の条例に合わせてこの条例を制定するということですが。

天野管理課長

1ヶ所間違いがございましたので直していただきたいのですが、17ページの第37条の4行目の括弧、平成29年とありますが平成26年です。申し訳ございません。訂正をいただければと思います。

岩原委員長

得になれば、ただいまの提出議案で承認ということによろしいですか。

《「はい」という人あり》

それでは次に移ります。議案第27号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお願いいたします。

天野管理課長

それでは議案第27号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、次の案により手続を進めることについて議決を求めるものでございます。それでは同じく資料の家庭的保育の3ページでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてということで、3ページに載せてございます。趣旨です。子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法の第34条の16第1項の規定に基づき、国の定める基準を踏まえ、町が認可する家庭的保育事業等について、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するというものでございます。2として家庭的保育事業等についてとうことで、家庭的保育事業等は、施設より少人数の単位で0歳から2歳の子どもを預かる事業で、以下の4類型があります。4区分に分かれていると。一つ目は小規模保育事業ということで、内容は保育を目的とした小規模な施設で少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。それから家庭的保育事業につきましては、保育者の居宅などで家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業。それから、事業所内保育事業。会社の事業所の保育施設などで従業員等の子どもと地域子どもと一緒に保育を行う事業。保育所型利用定員20人以上、それから小規模型が利用定員19人以下。それから居宅訪問型保育事業ということで、子どもの居宅で、障がい、疾病などで個別のケアが必要な場合等に1対1で保育を行う事業というこの4類型のものです。これに伴い、家庭的保育事業等の設置者や事業者については、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、町の条例により定める設備及び運営に関する基準を満たす必要があるというふうにされているというようなことでございます。国の定める基準ということで、項目小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業それから居宅訪問型保育事業ということになりますが、小規模保育事業につきましては、さらにA型、B型、C型とまた細かく分かれて、人数それから保育従事者等が細かく定められる。それから給食、調理職員、嘱託医、

・議案第 28 号	連携施設はこうしなさいというような細かく定めていくということになっているところでございます。それから、次のページにいきまして、同じく事業所内保育事業に係る地域枠定員。それから、町の定める基準ということで、実際の議案に載せている案でございますけど、国と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国が定める基準のとおりとしますと。先ほど言ったとおり、参酌すべき特別な事情がないということで、国の定めた基準どおりの条例案の内容となっているというものでございます。なお事業所内保育ですけれども、当然先ほど言った病院である 2ヶ所につきましては、事業所内の当然従業員の皆さんのお子さんをお預かりした保育でございますので、この制度に乗るかどうかということは、まだ確認してございませんが、ある程度条例が制定されて事業所にも確認をしていくという形になるというものでございます。この条例案につきましても、施行につきましては、法律の施行の日から施行するというので、先ほどの条例と同じような定め方をしている。それから経過措置を加えて、制度が円滑に運営できるような定めとなっているというものでございます。以上でございます。 岩原委員長 ただいまの説明に何かご質問ございませんか。 居宅訪問型保育事業で、これに該当するような家庭というのは、児童がいるのでしょうか。現在洞爺湖町で、これにはめようとすると。出てきそうだという、今の所はまだ把握できていませんか。 天野管理課長 アンケートでは病児、病後だとか要望というアンケート上はこういうのがあったりとはあるのですが、ただ実際にいるかどうかはまた別なことと、それからこれはあくまでも、事業所を開設するときにこういう基準でやりなさいということで、果たしてそういう事業をやってくれる方がいるかどうかという大前提がなければ、なかなかその希望があっても、これができないということでございますので、事業者がまずいないことには始まらない。ただ、先ほど申したとおり、いろんなことで参入するというお声は外から全然ないので、制度的には今こういうものを仮に来たときに、こういう基準でやってくださいということの準備をするということであって、まだ今のところ先がどうだというのはなかなか見えない状況であります。 岩原委員長 わかりました。ただいまの条例案につきまして何かございませんか。 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。 ≪「はい」という人あり≫ 次にいきたいと思います。議案第 28 号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定についてお願いいたします。 天野管理課長 それでは 42 ページでございます。議案第 28 号洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の制定について。洞爺湖町保育の必要性の
------------------	--

認定等に関する基準を定める条例の制定について、次の案により手続を進めることについて議決を求めるものでございます。同じく資料の5ページをお開きください。条例制定の背景についてということで、まず記載してまいります。現在、国が平成27年4月の施行に向けて準備を進めている子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。1号認定、教育標準時間認定ということで、主に利用する施設・事業、幼稚園、認定こども園。それから2号認定というのは、保育認定で満3歳以上。保育標準時間、保育短時間ということで、これにつきましては、保育所、認定こども園が主に利用する施設になります。それから3号認定、保育認定3歳未満ということで、保育標準時間、保育短時間ということで、これにつきましては、保育所、認定こども園、地域型保育事業が主な利用する施設と、いうことになるということで、町が条例で定める基準については、国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ制定する必要がありますということで、保育の必要性の認定に係る事由ということで、国の基準書いてございます。次のいずれかの事由に該当することということで、保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能ということで、1就労。フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。居宅内の労働、自営業、在宅勤務等を含む。2妊娠・出産。3保護者の疾病、障害。4同居又は長期入院等している親族の介護、看護。兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護。それから5災害復旧。6求職活動、起業準備を含む。それから7就学。次のページになりまして、職業訓練校等における職業訓練含む。8虐待、DVのおそれがあること。それから9育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること。10その他、上記に類する状態として町が認める場合。これにつきましては、従うべき基準ということで、必ず国と同じことを定めなさいというのが、今言ったものでございます。次、保育の必要量の区分ということで、保育標準時間1日11時間までの利用。これは今も町もそのとおりとなっておりますので11時間ということです。1か月当たり平均275時間、最大292時間、最低212時間ということでございます。それから保育短時間というのは、新たに設けられた制度でございます。1日8時間までの利用。1か月当たり平均200時間、最大212時間。就労時間に係る下限の設定ということで、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、町が地域の就労実態等を考慮して定めるということで、48時間ということで下にも最後出てきますが、ということで考えてございます。従うべき基準ということ国と同じものを定めるということになろうかと思います。それから優先利用ということで、優先事項の例示については以下のとおりということで、実施主体である町でそれぞれ検討・運用ということで、1ひとり親家庭、母

子及び寡婦福祉法による配慮。それから２生活保護世帯、就労による自立支援につながる場合等。３生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合。４虐待やＤＶのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合。５子どもが障害を有する場合。６産休および育児休業明けに復職予定である場合。７兄弟姉妹、多胎児を含むが同一の保育所等の利用希望する場合。８地域型保育事業等を卒園予定児童。その他町が定める事由ということで、これにつきましては優先利用は参酌すべき基準ですけども、町においては特別に配慮すべき特別な事情がないということで、国の基準どおり定める。町独自の基準ということで、保育の必要量の区分ということで、初めてこの法律で定められましたので、町で定めて元々ございませんので、町における保育短時間の就労下限は４８時間以上とするということで、平均すれば週１、２時間程度だと思います。６４時間にしてしまうとたくさん働かないとだめだということになってしまいますので、なるべく利用をできるような形。それから待機児童も町はございませんので、ある程度利用しやすい時間設定ということで、４８時間と設定をして条例に盛り込んだというところでございます。なおこれにつきましては、４３ページの附則でございすけども、同じく法の日から施行するにはなっているのですが、洞爺湖町保育の実施に関する条例の廃止ということで、この条例において、ある程度この保育の必要性は、内容は同じようなものを定めていましたので、ある程度国が定めたものを足してですね、この条例に置きかえますので、今ある条例は、この新しい条例が施行されたときに廃止するというので、附則の第２項で廃止をするということで謳ったということでございます。あと３項に若干の経過措置を謳ったというものでございます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまの説明に何かご質問ございませんか。

来栖委員

このものが最初から出来上がった背景というのは、待機児童がいるということの大前提があるのかなと思うのですけども、洞爺湖町においては待機児童はいないですよ。０ですよ。そしたら、ここで見せていただいたら、お母さんが働いているとかなんとかって条件が第１優先みたいなことが書いてあることを除いて、要するに入りたいと思うお母さんは専業主婦でも入れるという特例を洞爺湖町で作るという云々は難しいのでしょうか。

天野管理課長

特例とはいきませんので、あくまでも法に基づいて条例を作りなさいという話ですから、法を超えるものっていうのは基本的にできませんので、それ以外の逆な給付をしなくていけないということになりますので。

来栖委員

基本的には、専業主婦の人の子どもは入れないという。

天野管理課長

あくまでも保育の必要量をそういうふうに定められてしまっていますの

・ 議案第 29 号	で、それを自分の裁量で、町の裁量でできるということにはなっていないので、法を超えるということで条例で定められないので。特別にするって言えば別ですけど、ただそこまでのものっていうのはなかなか。 岩原委員長 保護者が何かの病気で、例えば今の専業主婦であってという話だけれども、その親御さんが何らかの疾病があったりという時にはこれが対象になるという考え方でいいのか。 天野管理課長 当然保育の必要性がありますので、あくまでも必要の認定から始まって、この量を測りますということで、認定されていきます。ただ、法律が定めているから定めるのですが、待機児童もいない田舎にちょっと合わないのかなと正直思うのですが、思うこととこれを定めることは別なことです。ただ、そんなに今までと利用しづらくなるという話ではないと思います。短時間の物ができたりしていますので、その辺のことはいろいろ出てくると思うのですが。 岩原委員長 短時間保育みたいな形になると、実際の対応はできるのか。伸びるよりも短い保育は可能という捉えでいいのか。 天野管理課長 保育量は全然まだこれからなのですが、短時間が余り利用が多いと、11時間の標準よりも場合によっては高くなる可能性も無きにしもあらずということで、だからその辺がどうなのかなっていうことなのですが、それもこれから料金については検討ということで。 岩原委員長 他何かご質問ありませんか。それでは、議案第28号につきましては、承認ということでよろしいですか。 <<「はい」という人あり。>> 続きまして議案第29号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお願いいたします。 永井社会教育課長 議案につきましては、45ページ。議案第29号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。参考資料といたしましては、7ページに資料がございますのでご覧いただきたいと思います。放課後児童健全育成事業につきましては、学童保育と言われたり、放課後児童クラブという名称で親御さんが就労等により昼間家庭にいない小学生が就学している児童を対象にして、授業の終了後等に遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るということで、現在洞爺湖町では、3地区3カ所で実施をしているところでございます。これにつきましては、子ども子育て支援制度の創設に伴いまして、国の基準を踏まえて制定するというものでございます。国の定める基準といたしましては、職員に
-------------------	--

関する基準ということで、1単位クラブ2名以上配置ということで、うち1名は放課後児童支援員とする。この支援というのは、保育士、或いは教員の資格保有者等で又は北海道が行う研修を修了した者と定めております。利用定員に関する基準につきましては、1単位クラブが概ね40名以下。設備に関する基準につきましては、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上の面積基準がございます。開所時間及び日数に関する基準につきましては、開所時間を平日で3時間以上、休日については8時間以上。開所時間となっておりますが、開所日数でございます。すみません。訂正をお願いいたします。開所日数については年間250日以上という基準でございます。その他の基準につきましては、重要事項を定める運営規則の制定ということで、他非常災害時の対応、衛生管理。平等の原則、虐待の禁止、秘密保持等。保護者、小学校等との連携等。帳簿の整備という基準でございます。町の定める基準といたしましては、原則、国の基準どおりとしております。なお、現行で3ヶ所実施している内の1ヶ所で、登録児童数が40名を今現在超えている施設がございます。これにつきましては、学童保育の施設自体が、入所時に通年で申し込まれる方と、例えば夏休みですとか冬休みに一時的に入れたいということで希望する方、両方いらっしゃるので、現在40数名の登録があっても、実際にいる児童というのは、20名ぐらいしか実際はいないということで、登録とは別にその児童数の考え方という国の示す基準につきましては、通年の実利用人数と一時的な利用人数の平均をとって、児童数ということにしております。それで、昨年度の開設日の利用人員の平均実数については、年間22名となっております。25年度については20名ということで、26年度はまだ年度途中ですけれども、今年度につきましては、先月までで19名ということでございます。国の基準どおり利用定員については、運用規則のほうで定めていくことになるのですが、概ね40名という基準がございますけれども、ちょっと幅を持たせたところで、運用規定の方で整理を図っていきたいと考えております。それと附則でございますけれども、附則の第3条でございますけれども、現行の洞爺湖町放課後児童クラブの条例については、廃止ということで附則の方に謳ってございます。以上でございます。

岩原委員長

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんか。

来栖委員

これは5名とか3名とか学童の子どもがいなかったとしても、2名の。

永井社会教育課長

そうです。

来栖委員

洞爺湖温泉は何名ぐらい。10名もいないですね。

永井社会教育課長

月浦のクラブにつきましては、定員20名ですけれども、登録については長

・議案第30号

期の利用も含めて、全部で登録が16名ということでございます。

岩原委員長

この中には先ほど説明もされたのですが、登録児童は40名を超える施設があるということですが、先ほどの説明によると、この新しい条例のこの範囲内で納まるというふうに理解してよろしいですね。

永井社会教育課長

はい。一応40名の考え方といいますか、国の考え方は児童の情緒面の配慮、或いは安全性の確保という点で、児童が相互に関係性を構築したり、一つの手段としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点で、専門員の方々の意見で概ね40人が適当であろうということで、40名と定めたという経緯がございます。

岩原委員長

ほか何かご質問ございませんか。なければ、議案第29号は承認ということではよろしいですか。

«「はい」という人あり。»

次に移ります。議案第30号全国学力・学習状況調査の結果の説明に係る洞爺湖町のガイドラインの一部改正についてお願いいたします。

天野管理課長

議案第30号でございます。全国学力・学習状況調査の結果の説明に係る洞爺湖町のガイドラインの一部改正についてでございます。全国学力・学習状況調査の結果の説明に係る洞爺湖町のガイドラインの一部改正について次のように定めるものでございます。これにつきましては、51ページに新旧載せてございますので、ご覧いただくことと、それから同じく先ほどの条例関係の参考資料の1番最後の8ページ、9ページにこの改正したものの全体を載せてございます。改正部分でございますが、従前は市町村間の序列を避けるために数値等による公表はしないとなつてございますが、ここを町の説明責任なども踏まえ、数値をもって公表するという事で改正をしたいということでございます。これにつきましては、これら平均正答率を出しても、個別の学校が確定されることもないこと、それから、町の説明責任も果たしていくということで、今後、これらの様な対応をしていきたいということでございます。なおこのガイドラインの全体を8ページ、9ページに載せてございますが、今まで町広報では棒グラフで載せてございましたけども、そこに数値も平均正答率も入れて、表示等効果的な公表の仕方にしていきたいということでございます。併せて全国の学力学習状況の北海道版結果報告書の市町村別結果の掲載についての照会ということで、9月4日に委員長宛に来てございます。それで、洞爺湖町としましては、この改正を含めて数値を新たに公表をきちんとしていくということで、北海道の概要版案がいろいろ載っているのですが、載せたものについて、特段うちの方は、先ほどお話したように特別学校名が明らかになる、個別がわかるわけではございませんので、この照会についても同意をしていきたいということで、併せてこの文章をお

岩原委員長

天野管理課長

岩原委員長

《「はい」という人あり。》

【 そ の 他 】

天野管理課長

日程第 7

【 閉 会 】

$$(1\ 4 : 4\ 4)$$